

第百一回国会 通信委員會議 録 第十一号

昭和五十九年六月二十八日(木曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 志賀 節君

理事 戸井田三郎君 理事 畑 英次郎君

理事 吹田 悞君 理事 鈴木 強君

理事 武部 文君 理事 竹内 勝彦君

理事 西村 章三君

足立 篤郎君 亀岡 高夫君

佐藤 守良君 額賀福志郎君

野中 広務君 長谷川四郎君

渡辺 紘三君 伊藤 忠治君

中村 正男君 松前 仰君

島居 一雄君 中井 治君

永江 一仁君 佐藤 祐弘君

出席國務大臣

郵政大臣 奥田 敬和君

出席政府委員

郵政政務次官 関谷 勝嗣君

郵政大臣官房長 奥山 雄材君

郵政省電気通信政策局長 小山 森也君

委員外の出席者

大蔵省主計局主計官 日高 壮平君

通商産業省機械情報産業局電子政策課長 牧野 力君

労働省職業安定局雇用政策課長 佐藤 仁彦君

日本電信電話公社総裁 真藤 恒君

日本電信電話公社総務理事 岩下 健君

通信委員会調査室長 長崎 寛君

本日の會議に付した案件

日本電信電話株式会社法案(内閣提出第七二号)

電気通信事業法案(内閣提出第七三号)

日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出第八〇号)

○志賀委員長 これより會議を開きます。

日本電信電話株式会社法案、電気通信事業法案及び日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の各案を一括して議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。中村正男君。

○中村(正男)委員 あと三十分しか私の持ち時間が残されておられませんので、きょうは、これからいよいよ高度情報化社会の実現というものは、各産業分野の共存共栄、それが原則にならなければならぬ、こういう観点で二、三質問をしたいと思ひます。

まず、きょうの質疑の中で、新電電としてでございますが、出資の自由が認められておるといふことで通信機器の製造分野への進出は考えていない、こういう総裁の御答弁がございました。国民の、世の中のコンセンサスに合った協力者を求めながら、こういう表現をお使いになったのです、この点について、改めて確認をしていきたいのですが、こういう製造分野へは新電電として直接進出は考えていないけれども、例えば既存のそういう製造メーカーと合併といふですか、そういう形において進出を考えておられるのか、これが一点。

それから、いわゆるハードの製造分野へは直接的には進出はしない、こういうお話でございましたが、それではそういった通信機器の販売流通分野へはどのような対応を考えておられるのか。改めて言うまでもなく、新電電というのは大変巨大な性質を持つわけでありまして、例えば電電の全国的な組織をフルに發揮した形の電電商事というふうなもの、これを仮に内部にでも設けて、それで一元的に通信機器の販売分野に乗り出すというふうなことをお考えなのかどうか、まず、この辺をお聞きをしたいと思ひます。総裁の方、お願いします。

○真藤説明員 今の御質問につきましては、まだ具体的に、私もこの法案が通るまで、実施に移るまでに時間がございますので、今いろいろ考えているところでございますけれども、きのう申し上げましたように、私も原則としてメーカーは持たない立場でございますので、また自分の間、持とうと思っておりますので、これは特殊な何か国家目的とか何とかというところで、必要を迫られて外部から要求されてというふうなことがあれば出てきましようけれども、それ以外は、一般のマーケットに出ていくような品物をつくる企業に私どもが投資したり、あるいは自分でも会社を持つというところは考えておりません。

そういうことをやりますとも、成熟した今の業界に競争的にやっているととても思いませんし、また、それを無理にやれば高買いさせられるに決まっておりますので、それはやりませんというのを申し上げたのですが、販売の場合もやはり同じでございます。今度新しい法案で端末機の開放になりますので、自営市場に全部この端末機械というのは、経過措置はありまして原則として出てまいるわけでありまして、したがっていまして、自営市場のマーケットというものは非常に大きくになります。

ただ、それに加えて、高度情報に必要で新しい通信機械というものが次から次と出てまいりと思ひますので、このマーケットは非常に大きくなると思ひますが、その場合に、この法案に書

いてありますように、私も販売を続けていくということになりますと、公正な競争の原則の上に立たざるを得ませんので、その公正な競争の原則に立ちながらどういう方法かということになりますと、やはり既存の流通業界の方々とも私どもの考え方が、そこで協調されなければ実行不可能だといふふうに考えております。

現状からいふ形に持っていく、経過措置の中である程度のいろいろな変化は出てまいろうかと思ひますけれども、最終の姿、これは見直しが五年以内となっておりますが、少なくとも、長くともこの五年以内には、業界のコンセンサスに合わせた姿に落ちつかせていくということが絶対必要かと思っておりますが、具体的には、その場になりまして、恐らく機種ごとにあるいは地域ごとに、いろいろな業界とも御相談しながらということにしかならないと思ひます。強引に私も力が任せてやるということをやりますとも、これはそういうやり方で販売が長続きしないことは、私は民間で販売をやつてまいりましたよくわかつておりますので、今おっしゃいますように、協調と競争というものをどういふふうに調和させながらということを考えていきたいと思っております。

○中村(正男)委員 ということは、全くそういう機器の販売流通には進出をしないということではなしに、業界との協調を図りつつ、この新電電としても独自のそういう販売流通を考えていく、そういうふうな受け取つていいわけですか。

○岩下説明員 ただいまの総裁の答弁をちょっと補足する意味でお答えさせていただきます。宅内機器につきましては、先生も御高承のように、現在までいわゆるレンタル方式ということ、私も、これも販売と呼んでおりますけれども、たくさんのお客様にサービスを提供しておりますわけでございます。これが新しい法制下になりま

すと、お客様のニーズがさらに拡大される可能性が開けるわけでございますが、その場合、端的に本機の開放という問題もございします。

今回の改正の最大の目的が、要はお客様にとってよりよいサービスを受えたいということにありうかと私どもの事業の立場では考えておりますので、したがって、私どもとしましては、この料金のお支払いの方法について、そういった多様化におたえをするという意味で、今までのレンタル方式とあわせまして、お買い上げいただくという方法もぜひ実施をしてみたい、こう考えておるわけでございます。

この場合の基本的な考えとしましては、ただいま総裁が申し上げましたように、一言で言えば共存共栄が基本でございます。つまりは公正競争の条件が最大の前提条件にならうかと思ひますが、その上に立ちまして、ただいま申し上げたお客様のニーズにおたえをしていく、これはお支払いの方法も含めまして、ということによって、ちょっとおこがましいのですが、市場全体の拡大あるいはその活性化に業界の方々ともども貢献をしてまいりたい、こう思っておるわけでございます。

基本的には、先生も御存じかと思ひますけれども、現在の宅内機器が、電電のいわゆるレンタルでお使いいただいているものが約五千万、それから一般の業界の方々の販売なさっているものが一千万を超えておりまして、電話機だけでございすけれども、約六千万を超える電話機が現在あるわけでございします。これが今回の法律改正によりまして、いわゆる本機と称しますものが四千万を超えますけれども、これもお客様のチョイスによりまして、従来どおりのレンタルを続けるか、あるいはまたお客様御自身がお買い上げになるかという、いわば業界全体にとつての市場の拡大になるわけでございします。

そういう中で私どもも、先ほど申し上げましたような公正競争条件の整備また共存共栄の哲学、これを基本に据えまして、これはまた、昨日当委員会御説明申し上げましたように、職員の働く

意欲なり雇用の問題にもかかわる問題でもございしますので、私どもとしてはそういう方向で取り組んでいきたいと思ひますが、要は、市場全体が広がっていきまして、私どもも、また既存業界の方々もともに栄える、こういう方向でぜひやってまいりたい、こう思っております。

○中村(正男)委員 今、宅内機器という表現で電話機を中心にお話があったのですけれども、先ほど総裁のお話の中にもあったように、これから情報化社会が進展するにつれて、多様なサービスとともに、それに応じたいわゆる端末機器というものが、もう既に開発が進んでおりますが、それ以上にとり広がりつつあると思ひます。そういうことを考えますと、当然新電電の主要な業務としてこの分野が検討されてくるのはそう遠くはないというふうに見るわけですけれども、ぜひひとつ、今、答弁をいただきましたように、既存の民業への配慮、節度のある対応ということを強く要望をしておきたいと思ひます。

そのことに関連いたしまして、次は、情報処理産業、いわゆるソフトウェアの産業が大変広まってきたところであります。とりわけ私どもは、ソフトウェア労働者の問題について今、労働省で法案が準備されておりますが、かねてから、この種の労働者が、どんな需要がふえますけれども、逆に供給の面で、例えば労働条件が極めて劣悪だとか、あるいはこの企業基盤というものが、大手の企業と比べると、とにかく機一つ、電話一本あるのが少なく、とにかく機一つ、電話一本あるというふうな労働者の派遣といひますか、そういう仕事を請け負って、人質というふうな形で運営されておる業界の実態等々、極めて需要はふえているわけですが、そういう産業なり仕事につくいわゆる技術労働者というものが非常に不足をしておる、こういうふうに見ておるわけです。

そういう情報処理労働者の問題について、きょうは通産の方にもお越しをいただいておりますし、労働省にもお越しをいただいております。まずこの現状認識と問題点について、ひとつ簡潔に

お答えを両省からお願ひしたいと思います。

○佐藤説明員 現在ソフトウェア産業が大変な勢いで伸びておりまして、そうした関係の労働者に不足が見られる、あるいは供給が少ないがために一人当たりの労働者の働く時間が長くなっているのではないかと、そういう点につきまして私どもとしても大変関心を持っておりまして、いろいろな調査もいたしております。

何分ともソフトウェア産業が若い産業でございますので、そうしたところへの、学校でありますとかそうした正規の教育を受けた技術者の供給が思うようにいかないという面が、そうした労働問題の一つの大きな背景になっているのではないかとと思ひます。私どももこの問題につきまして研究会を設けまして、いろいろ関係労使の方にもお入りいただきまして検討を続けてまいりましたわけでございますが、その際、やはり学校教育においてもこうした産業界の動きに合わせた学科の編成でありますとか生徒の募集、採用のあり方であるとか、そうしたことについてもいろいろ御意見が出ておるようなところでございます。

最近文部省でもそうしたことについていろいろ手がけていただいておりますし、私どもの方におきましては職業訓練関係で電子工学科を設けるとか、あるいはそうした技術を持っている方々に対して職業安定所で十分な職業指導をし、そうした方に振り向けていくという努力もいたしておるわけでございます。

次の問題といたしまして、先生の御質問の中にございしました派遣的な形態についての問題でございします。

この問題につきましては、派遣的な労働について雇用の安定の面、それから労働者の保護の面、その他労働行政から見てもいろいろな問題があるかと思ひます。そこで、そうした問題をいづれでも放置するわけにもまいりませんので、現在中央職業安定審議会、三者で構成されておりますけれども、その審議会におきまして小委員会を設け、派遣の事業に対する規制のあり方について

検討を進めていただいておりますような状況でございます。

○牧野説明員 最近、製造業、流通その他の一般産業におきまして、情報化の波に乗りまして、情報処理の仕事が非常に多くなっているわけでございします。先生御指摘のように、そういった熟練した労働者がなかなか不足をしておるということで、ソフトウェア等の仕事を注文されましてソフトウェア産業から労働者を派遣してそういったニーズにこたえるという形態が多くなっていることは事実でございます。

端的に申しましてこれが労働法規上どうか、労働者供給事業というところになってこれが職安法その他でどうか、労働法規上どうかという問題かと思ひますが、私どもといたしましては現在の情報化というものはどんどん進んでおる、一般産業のニーズにこたえていく、それとやはり労働者がなかなか不足をしておるということの中で、こういった問題を労働法規にひっかかりませんように、問題にならないように解決をしていくためには、現在これは労働法規上も請負制ということに厳格に守りますれば問題がないということになっておりますので、関係業界、特にソフトウェア業界の業界団体等を通じて十分に指導をいたしまして問題がないようにしております。

こういうことで、基本的な問題の解決というのはいろいろあるかと思ひますけれども、現実のニーズ、今後の情報化の進展というのを考えた場合に、私どもとしましては、今申し上げましたように、あくまでも法律を遵守してこういった要望に沿っていくということで、関係業界を引き続き指導してまいりたいというふうに思っております。

○中村(正男)委員 今、労働省、さらには通産省の方から現状認識について一応お答えをいただいたのですが、これは大変な問題になっております。もう三十歳になればこの種の労働者は定年だといふくらい使い捨てになる、そのぐらい過酷な条件でもありまして、企業規模というのが極めて

零細、そういう現状からぜひひとつ両省、さらには政府全般としてこの問題に前向きに積極的に取り組んでいただきたいと思ひます。

労働省の方から電子工学科等の学科を各大学にふやしていくという話がございましたが、それでもなかなか追いつかない。むしろ、現状の職場の中の労働者の再教育をやる、この種の技術者に転換を図っていくというふうなこともぜひ指導をお願い申し上げておきたいと思ひます。

そこで、最後になるわけですが、新電電の発足に伴いまして、これからの日本の通信業界あるいは情報処理産業すべてを含めた問題としての研究開発体制について、ひとつお聞きをしておきたいと思ひます。

今日の電気通信なり情報処理産業がここまで高度に発展してきたことについては、電電公社の指導的な役割がその一番大きな原動力ではなかったのかというふうには私は評価をしておるわけですが、今回のこの法案でいわゆる競争原理という形での民営化になれば、今まで果たしてきた公社の社会的な役割と責任というものはどのように変わっていくのか、この点、基本的な考え方にについて総裁にお尋ねをしたいと思います。

○真藤説明員 今日までの私どもの研究所の世の中に対する貢献度というものは高く評価すべきものだというふうに皆さんお考えになっておられますが、私も当事者としていたし、その点非常に誇りとも思ひ、またありがたいとも思ひますが、この研究につきましても、経営形態のいかにかわらず、従来以上に財務の許す限り投資していくという方針を立てておられまして、現在既に従来よりもかなり研究開発の投資をふやしておられます。

それで、ありていに申しまして、今日までの私どもの研究所の研究といひますのは、アメリカあるいはヨーロッパあたりの先端の研究と同じ考え方で同じ目標に向かって競争しながらの研究という姿が非常に多かったのではないかと。それはそれとしてやらなければなりません、これから先

はそればかりではいけませんで、その後ろにある基礎研究というものを注いでいくというのが私どもの研究所のあり方だろうというふうな考えをしまして、研究投資をふやしております。そのふやしておるのは何に使うためにふやしておるかと思ひますと、研究設備を開発する、独特な基礎研究をやるための研究設備を開発するという方面に投資を最近ぐんぐんふやしております。また、その方面に必要な人材の養成、採用ということでも従来と違った強力な措置を始めておりますので、できる限り基礎研究に主体を置いて、しかも研究設備そのものも独自のものをつくりながら独自の研究をしていくということに主体を注いでいきたいと思ひます。そこから出てきましたノーハウがハードに直結することができるようになりますと、そこで今度は、これは、実際にやらなければいかぬ立場に立つておりますが、メーカーの方々と共同研究を始め、それで実用化していくという段取りに持っていくかと思ひております。

したが、いままで、今度国営じゃなくて、こういう新しい法案の中でそれをやりますのには、共同研究から先の世の中でのノーハウの創出及びその実際の使用という点に対して新しいルールをつくらせて、その辺にやりますと、世の中一般のコーンビュターベースの取引ということを厳重に守りながらやっていかないと、かぬのじゃないかというふうなことを考えております。

○中村(正男)委員 新しいルールづくりということとを今おっしゃったわけですが、私には今までの公社の体質というものは、やはり特定のファミリーといひますか、そういうものを形成して一つの体制というものが特徴的であつたと思ひます。これからはいわゆる公正な競争環境に立つわけですから、当然こういうノーハウを実際使用していく、技術移転ということについては、極めて公平な形でのルールをぜひひとつ要望をしておきたいと思ひます。その点について総裁、お考えがあればお聞かせいたします。

○真藤説明員 私どもも既に今日現在、日米間の調達協定によりまして、共同研究につきましても、

国内はもちろんな国際的に共同研究のプロポーザルを出しまして、御希望の方がおいでになるといろいろ協議いたしまして、具体化していけば国籍を問わず共同研究に入る義務を課せられておりますので、今の御質問の問題は、既に解決いたしておると心得ております。

○中村(正男)委員 最後に大臣にひとつお聞きをしておきたいと思ひますが、私共のうから申し上げてきた一つの流れとしては、これからの高度情報化社会というものは、通信は通信、情報処理は情報処理、こういう分立という形は当てはまらない、いわゆる通信と情報処理というものが極めて融合していく時代だというふうに見えておるわけですが、けれども、今回の法案作成に当たっても、いわゆる所管の関係から通信は郵政省、情報処理は通産省、こういう形でかなりその間にある議論があつたと思ひます。そのことはそれ自体、私はこれからの高度情報化社会実現に向けての一つの乗り越えなければならぬ点だと思ひます。ところが、これからはその辺や、郵政と通産省がより協力するといひますか、できれば二つ一緒になつた省があつていいんじゃないかというくらい私は思ふのですが、それについても、そういうことから行政の役割と責任というもので、大臣のお考えをお聞きをしたいと思います。

○奥田国務大臣 結論的には御指摘のとおりだと思います。

今日の電気通信として情報処理、今後とも私たちの予想をはるかに超えるコーンビュターの技術革新、もちろん電気通信の技術革新、これは同じくみんな今言われておるように、デジタルという面ではコーンビュターそのものでございまして、通信も今後大量伝送、高速伝送、今までの果たしていた役割から、はつきり言つてコーンビュターと電気通信技術がドッキングしたというような情勢が今日の情勢であると認識をいたしております。したがって、どこまでが電気通信の分野でどこまでが情報処理分野であるかという形は、まさにこれが混然融合一体したところに、今日の新しいニューメディアのいろいろな多様な将来も展望として開けてきておるわけでございます。

ですから、ただ私たちは、電気通信の回線を使って事業を営むという形は、私たちの電気通信の主管庁としての分野に属する。単純明快に割り切った形の中で、今日の問題があつたようなV.A.Nの問題あたりというものは、まさに典型的な業種でもございまして、そういう形ではございまして、でも、そういう形の中で今回の法案、お願いしてきたという形になります。

したがって、まさに電気通信政策は情報処理政策そのものでもあるというふうな時代に、今後の行政推進に当たっては、コーンビュター機器を中心とする今日の技術革新の成果をもたらしてきた主管庁である通産省と今後とも話し合いをしながら、今後の情報通信政策というもののあり方については、両省でよく相談をしながらやっていくということにならうかと思ひます。

将来においては、御指摘のとおりまさに通信、情報が一括になつたような形の行政の一体的運営の方がより利用者である国民なり企業に貢献できるといふ事態になれば、それは当然政府として一つの一体的行政として取り上げられるべき問題だと私も認識いたしております。

○中村(正男)委員 特に前向きに最後に言われたい点については、ぜひひとつ情熱を持って進めていただきたいということをお願いして、私の質問を終わります。

○志賀委員長 次に、松前仰君。

○松前委員 私は電電公社のこれまでの日本の電気通信それから世界の電気通信の発展に非常に寄与されて、我が国を世界一というふうな形にまで押し上げてきたことについては非常に敬意を表しておるわけでございます。

この法案につきまして、電気通信の発達という意味からなるべくいい方向に持っていかなければいかぬ、そういう意味で私は通信の発達というものについては全く異論を挟んでおりません、ま

すますの発展を遂げていかなければならぬ、そう思うわけで、この法案について不備な点というものは正して健康な発展を遂げていかなければならぬ、そういう立場から御質問をさせていただきます。

一連の質疑を聞いておまして、私は今、電電の株式会社化というものの根拠というものは、まだ一つよくわからない。逆に言うと、ますますわからなくなってきた、こういうような感じを今持つておるわけでありまして。民営化、株式会社化の理由といたしましては皆さんのことが言われておりましたが、ちょっと復習をさせていただきます。

一つは、活発で効率的な経営にする。新しいメディアは、技術が急速に発展してきている中で国民が多様化を求めている。それには複数の事業体でなければ対応できない。それから、新しい世の中の姿に敏速に対応しなければならぬ、今の公社はそういう形になっていない、そのために経営の自主性というものが必要だ、これが今、束縛されて競争には不利である。料金についても、多数の事業体の競争の参入でより安い良質な回線というものを構築する必要があるんだ。アメリカと日本との間で電話線の使い方に非常に差が出てきている。電話の普及、ダイヤルの自動化、こういうものが成熟したからもうここで公社制度は必要ないんだ。さらには、二種、これを自由化するのが最大の目的だ。そんなようなことが議論の中からずつと洗ってみまうと出てきたわけでありまして。非常にあちらこちらに多種多様に理由として出てきておるわけでありまして、大体こういうような認識でよろしいかどうか、まず御答弁いただきたいと思ひます、小山局長。

○小山政府委員 いろいろ御指摘いただきましたけれども、大筋においてそのような形に受けとめていただいて結構ではないかと存じます。

○松前委員 これはたくさんありますから、ちょっと集約してみたのでありますが、三つぐらいいに集約すればいいんじゃないかと私は思ったので

ありますけれども、一つは今の電電の状態が非常に成熟をした、これ以上公社制度をとり続ける必要はない、これ以上の発展については新たな体制をとる必要がある。

一つは、独占を法律で決めている公社制度では非常に非能率である、時代の変化に非常に鈍感である、経営に自主性がない。

もう一つは、先ほどちょっと触れましたけれども、これ以上の急速な電気通信の発展に対応するには公社制度以外のものでも自由競争をやる。この三つに集約できるような気がいたしますが、真藤総裁と小山局長、それでよろしいかどうかお答えいただきたい。

○真藤説明員 三つに御集約いただきましたが、大きく三つに集約できると思ひます。

○小山政府委員 御指摘の点、そのとおりでございます。

ただ、私、公社制度はもう要らないんだということではなした、公社制度も非常にすぐれた制度であるということ、制度的には間違いないことであつた。ただし、この三十年来の運営の仕方を見ますと、いろいろな点から必ずしも本来の法律の趣旨どおりではなくなつてきていた、そういうような周囲からの、本来の制度を曲げるような形をとりやすい本来的な欠点が含まれていたということが残念であるということはいえると思ひます。

それと同時に、ただ、一つの成熟期に参りました、時代も変わつてきた、環境が変わつてきたという点において、必ずしも公社制度そのものが非能率という点ではなしに、現象として生じてきたということでございますので、制度そのものが悪いからなつたというのと、いろいろな制度本来のものでいいものがあるにもかかわらず、その運営の仕方において多年の累積というものがからかえつて欠点が目立ってきたということでございます。

○松前委員 今のお答えで大体わかりましたけれども、この公社制度はもとも欠点があつたとい

うような感じもいたします。しかし、この三つの点で今度株式会社にするというところのようでありまうけれども、今まで議論を聞いておりましたどうもそうでもないらしい。それから、いろいろなちまたのうわさなども聞いておりましたと、どうもないらしい。そういう点はやはり非常にまずい点でありますので、これからそれをずつと御質問申し上げます。その辺について若干触れさせていた

今、この公社制度の運営の仕方という問題が出てきたから、これは正していかなければならぬということとは非常によくわかるわけでありまして、それ

をちよつと考へてみますと、また昨日の答弁から考へてみますと、政府保有の株を売つてそれを政府の赤字補てん——昨日大蔵省の方から御説明があつたときには非常に奥歯に物のはさまつたような言い方をされておりましたけれども、そんな赤字補てんすることもあり得るような感じがいたしました。国民の出資した国民の共有財産ですから、それが国に吸い上げられるということは余り望ましくないわけでありまして、国民に還元される必要があるわけでありまして。

きのうの大蔵省のお話によると、公共企業体だから国の保護政策のために大きく発展できた、だからその恩を返せ、こんなような口ぶりだったわけですね。これは国民を非常に無視しているような感じがいたします。易しい言葉で言えば、親が子供を育て上げて、その子供が給料をもらつてそれを貯金した、その給料と貯金を親の飲み代に、借金に回せ、こんなことになるわけですね。これで

は国民に対して本当に、大変な愚弄といひますか、そういう感じがするのでありますけれども、きのうの大蔵省の御発言はこういうことなんです。か、その辺をお答えをいただきたいと思ひます。

○日高説明員 昨日私が御説明申し上げましたのは、公社の活動というものがいわば国の分身としての機能であるということを示し上げたわけでご

ざいですが、そのいろいろな側面があることは昨日も小山局長からも御答弁されたとおりでござい

それで、株の売却収入についても昨日いろいろ御議論がございまして、いろいろな形で使うべきではないかという御意見があることは私も承知はしております。ただ昨日もお話が出ておりましたように、実際の株の売却というものは、この御審議をお願いしてある法案が成立いたしましたも六十年以降の話でございまして、それから毎

年の予算総則に売却の限度数というものを掲上して国会の御審議をいただくということになつて

は一般財源として財政需要全般に充てられるべきだという考へ方を持っておりますけれども、今申し上げたように売却限度数を予算総則に掲上する

という過程において、つまり毎年の予算編成の過程において財政需要全般と同一の土俵で議論をされるということをご否定しているわけではござい

せん。

○松前委員 とにかく非常に歯切れの悪い御答弁であります。これ以上聞いてもどうしようもない。とにかく電電の今度の株式会社化というのはそういうようなお話が出るということ、どうも目的はそういうところにあるものではな

す。電電公社が今日まで一元体制のもとで果たしてきた役割というものは、先生も御指摘になったように世界でも誇るべき水準にまで来た。積弊解消、全国自動化、こういった形の二大目標として私たちがやってまいりましたことを電電が一体的運営のもとに果たしてくれたということは、これは大変な功績でございます。この資産の上に立つて、結局はつきり言いますと、先生はもう技術の方面の權威でございますから釈迦に説法みたいなことを言わなければならないけれども、電話中心の通信というものが大きく変革を遂げて、多彩なメディアの利用というものを国民が求めようとしてきておる。回線を利用した二種事業に対しても門戸を開放しなければいかぬということになってきたわけでございます。

それでは電電がやれないか。やれます。電電の体制のもとでも一元体制のもとでこのいわゆるニューメディアという各種のメディアは当然でございす。でしようし、V A Nのようなシステムも電電の一部の業種として現実にやっておることも事実です。しかし、これ以上ガリバー化したら一体それで国民がすべて利益を享受できるだろうか。流通から金融、個人のプライバシー、あらゆるものに至るまで、公共性というのを重んじている電電といえどもむしろ国民をすべてこれらの情報化時代にコントロールしていくというのが、一元体制のもとでやっていくという形が果たして国民の最終的な幸せに通ずるだろうかということも私たちは大いに考えておるわけでございます。

したがって、電気通信分野というものの公共性を保持しながらも、民間参入の機会を与えて多様な形の競争原理の中で、そしてそれぞれの切磋琢磨、協調の中で私たちは新しい情報化に対応する先導的な役割を我が国が世界に先駆けてやっというところになるかと思うわけでございす。したがって、公社制度のメリット、そして民営化のメリットはこれから期待したいところでもございすけれども、それらの方向が間違いないようになってくれるように、私たちは今度の法案を国会

審議にかけるその過程の中で一番苦慮したところもございす。

したがって、株の売却で、今日、電電が中心になってストックしてきた通信技術の開発その他、あるいは国民に対する国民共有資産であるという建前に立つて、この売却益が国民に還元される、ひつきょうすれば、あらゆる形の利益というものを考えながら、もしそういった売却益があるとすれば、そういう方向に使われることが当然であらうと私は思いますし、またそういった方向で、決して財政再建のためだけに資するために今日の民営化を私たちはやっただけに資するために今日だけをやっここで強く主張したいわけでございす。関係の向きともそういった事態になれば当然大きな課題として、これは国民的な課題でございす。国会で論議される先生方の御意思はまさに国民が全部そういうことを懸念して思っておることとございすから、そういった先生方の御意見を踏まえて、担当の行政主管庁の大臣としてもそういった御趣旨のもとでひとつ大いに努力をして頑張りたいと思っております。

○松前委員 大臣がそういう御決意でおられることは非常に結構であります。私はここでやはり議論をしておかなければいかぬというのは、先ほど申しましたように、電気通信が発達する、これはだれも異論を挟まないと思うのです。私だつてそうです。今おっしゃったように、世界に先駆けて電気通信をどんどん発達させていくということについては、あらゆる手を尽くしてやっというところと、先ほどそういう話をした。

それで、ちょっと例といたしますが、こういうことが言われているというところを、この辺についておきかちとしっかり歯どめをかけておかなければいかぬ、そういう意味で申し上げますが、これは実例ではないんですけども言われておること

す。

この法案が成立すれば、昨日もお話がありましたが、資本金が一兆円のマンモス会社、日本電信電話株式会社が誕生するということでありす。国会の承認を得て株が売却されるのですけれども、新電電株というものが額面株で五百億円ずつ売却される、十年間で五千億円、大体数はいいかげんですけれども、ちまたで言われておるわけですから、こういうこともあり得るということ、その辺はやはりしっかりと抑えておくということが必要ですから、そういうつもりでお聞きいただきたいわけですが、新電電株の公開のときに、例えば株の公募価格とか大株主への配分とか浮動株の割り当てなどに大きな発言権を持つ幹事証券会社、そのポストをねらって政治家抱き込みということが行われる可能性がある。こういうことが今あるとは言っておりませんが、ちまたでそういうことを言われている。もう既にそんなうわさがいっぱい飛んでおるものですから、これはやはりきちっと抑えなければいかぬと思ひます。

今、公募価格というのは五百円株の二百倍ぐらになろうといううわさもある。そうすると十万円、それ以上といううわさもあるようですけれども、そうなりますと仮に毎年額面一億株といたしましても五百億円ですかの公開株というのには十兆円ですか、そのぐらになる。ですから、これは大体十兆円ぐらいの引受利権というものが生じてくる。そうするとここで株式引き受けの裏取引が行われる、黒いものが出てくる、こんなことが言われているのです。私はこれは全然知りませんから、そんなことがあるとは信じておられませんけれども、しかしこういうことが言われておることとは、この辺歯どめをかけた。先ほども言ったとおりです。

それでさらに新電電株の売却益の処分、これは先ほどの国の財政の中に吸い上げるということをしないうとしても、特別会計というのをつくって電気通信事業の研究に充てる、もう一つは新規参入

企業の育成に充てる、こういうことが行われる、これはいいでしょう。非常にいいような形でありすけれども、しかし、ここに新規参入業者の育成というところに特別会計からお金を出してやれよ、こういうようなことで政治資金の呼び水にしよう、そういうことが可能性がある。これは事実ではないから何も言えませんが、まことしやかにこれが伝えられているのです。こういうことはもう絶対にあるべきではない、もし仮にあったとしたら民営化というもののメリットが全くななくなっちゃう。だからこはきちっと抑えなければいかぬ、そういうことでございす。

郵政大臣としては、絶対こういうことは許してはならぬと思ひますので、その辺を確認をさせていただきたいと思ひます。

○奥田国務大臣 御指摘の点は全く同感でございす。

国民の共有資産ともいふべき形の中で、今日の公社資産、技術資産、そういった形が民営化という形の中で新しい形態にはなりますけれども、それから得る利益は、少なくともこういふ公社の沿革に照らしてもいささかも国民に疑惑を持たれるような形があつてはならないことは当然でございす。もしも株のそういう売却等々になつても、これは国会の御承認を得ながらやっという形にもなるわけでございすし、そういった形の透明度と申しますが、いささかの疑惑もない形で今後とも主管庁の大臣としても心がけることは当然でございすし、また先生方の御支援のもとにそういった形の断固たる防止策というものもお互いに考えていくのが当然であらうと思つております。そういった世間のいろいろな風潮に対して、謙虚にそして厳肅にこれを受けとめてまいりたいと思つております。

○松前委員 郵政大臣からそういう御答弁がございましたので、これからこういう点については十分目を光らしていただいて、こういうことは絶対起こらないようにしていただきたいと思ひます。ついでに申し上げますが、三月二十七日の朝日

新聞に、電気通信事業法第十条に、一種の電気通信事業の許可の条件として、役務が必要に照らし、適切であることと、設備が著しく過剰にならないことと、こう定めてございます。しかし、電波の割り当てと同じように、新規参入路線と参入事業者の割り当てが行われたら、情報通信利権が発生し兼ねない、とする意見が強い。そしてある会社の名前が出ておりました。新しい設立会社、その「グループ」周辺で、政治家がうごめき始めた、とする声もある。こういうことが朝日に書いてあったわけです。ですから、こういう点もやはり、こういう声が出ている、朝日に、新聞記事に出るということになると、何か動きがあるような、なければ出てきませんが、そういう意味で十分目を光らしていただきたいと思ひます。

今度は新規参入業者が非常に大きくなりますと、前にも私、通信委員会でもF.M.局の問題とか、放送衛星三号の問題、そのときに、免許申請の問題ですが、それについて御質問をしたことがあったわけですが、それと全く同じように、今度の新規参入、これが非常に多くなりますと、一本化という言葉になるのかわかりませんが、そういうことをやらなければいけない。また、これも利権争い、それが発生する原因になるということでもあります。

それで、第十条の規定というのは、そういうことがあることを考えてみますと、余りにも抽象的なんです。ですから、前にもF.M.の問題のときも言いましたけれども、許可基準というものをしっかりつくつてもらわなければ困る。この間、これは私じゃなくて別の議員から、電波の免許の基準というものをしっかりしてほしい、こう言いましたら、大臣の方から、それは提案してくださいという御答弁があったわけでありましたけれども、今度の場合もやはり我々から提案しなければならぬものではないかと、郵政省の主体性というものであつてここをちゃんとしっかりしてこの法律案にくっつけるということをしてもらわなければ

ば大変なことになるのじゃないだろうか。その辺は小山局長、どうお考えになりますか。

○小山政府委員 お説のとおり、これだけに限らないわけでございますけれども、私どもの行う行政処理というものは、やはり透明度が高いということが一番大事だろうと思つております。

それでは、どういうことにするかということでございますが、ただ問題は、この条項につきましても基本的な考えとして、初めから行政が介入してせつかくの企業意識を抑制的に行政として立ち向かうというのには、姿勢としてはどうかと思ひます。ただし、姿勢としてはそうでありましても、今、先生が仰せられましたように、事実、現象の問題としてその多数のものが出てきた場合にどうするかということとしてとらえるならば、やはりこういうことに対してはどなたでもわかりやすい、透明度の高い何らかの基準というものを作る必要があるのではないかと思つております。ただ、これにつきましても具体的にもう少し検討しないとなかなか申し上げられませんが、いかに具体性を持つかということにつきましても、まだ詳細に御説明できるというような段階にはありませんので、御容赦願ひたいと存じます。

○松前委員 大変御切の悪い御答弁でございます。ただ、この辺についてはF.M.問題を見ていただければすぐわかるのです。全国で大変な問題になつております。しかも、郵政省がせつかく指導といたしますが、方針を出したにもかかわらず、それが全く無視されているというような形の免許一本化、申請の一本化というところが行われておるわけでありまして、そういう点も十分調査して、そしてこちらの方の新規参入、この問題についてもその経験を生かしてきちつとした基準をつくつてもらわなければ困ると思ひます。よろしく願ひしたいのですが、やつてもらえますか。

○小山政府委員 努力いたします。松前委員「努力じゃしょうがないな、やらなければだめなんだ」と御意向に沿うように努力いたします。

○松前委員 やつてもらわなければ本当に困りますからね。この点についてはまた何回も質問が出てきますから、この辺は十分頭に置いておいてください。

話題を全く変えさせていただきます。一種と二種の問題ですね。この辺について伺ひたいと思ひます。

事業法によりまして、第一種というのは、電気通信回線と交換機を保有して他人の利用に供するといふような内容のことが書かれておるわけでありましても、これを利用者の方からちよつと見てみます。これまでの概念では線が二本入つてきているわけですから、それでちよつと説明いたしますが、二本の線を使つて、ある規則でもってダイヤルを回すと、信号が行つたり来たりするわけですが、例えれば相手というわけでは、電話ですけれども、また、将来は、何か規則に従つて、要求してやればフランクシミリが送れる、画像がこちへもらえるとか、つまり利用者といふのは、回線というよりも何であつても構わない、回線はどうであつてもいい、交換機はどんなものであつても構わない、要するにブラックボックスなんですね。とにかく、来ているもので、二本の線が自由に何でもやりたい、できるようになつていければいいというのが利用者側から見たものであるわけ、光ファイバーだつたら、CATVだつたら、CATVは日本じゃありませんけれども、日本といふものに集約されたとすれば、デジタルだつたら、アナログだつたら、とにかく品質がよくて、信頼性が高く、使いやすい、安くさえあればいい、そういうブラックボックス、利用者から見ますと、第一種といふのはそういう考えと見てよろしいですか、小山局長。

○小山政府委員 第一種事業といふのは、要するに電気通信回線、送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路、それから伝送路設備、これと一体として設置される交換設備並びにこれに附属する設備、これをみづから設置して電気通信役務を提供する通信事業でございますので、今、先生のおっしゃられましたようなことは、一種の回線の設備の中において、いろいろな機能を含めればできるということでございます。

○松前委員 一種の回線の設備の中にいろいろな機能、いろいろなものがあるというふうなものでないか。

○小山政府委員 交換機能が主たるものでございまして、その中の、回線の中にその交換機能を通しまして、ビデオテクスであるとかフランクシミリ通信を可能とする機能とかといふものが含まれれば諸種のサービスが可能である、こういう意味でございます。

○松前委員 それでいろいろという意味がわかりました。

そこで、そういう交換機能と回線という話であります。将来の話なんです、INSといふのは、今、電電公社の方で進めております。これはINSNといふんです、統合デジタル通信網といふものに集約していきつた、一つの手段といひますか、そういうもので集約していきつたのではなくて、そういうデジタル通信網を構築して新しいサービスをやっていくという、全体はINSなんです、そういう総合通信網、これができてくるわけでありましても、この総合デジタル通信網になると、ブラックボックスはデジタル伝送とかデジタル交換が入ってくるわけ、これも一種になりますか。

○小山政府委員 みづから回線機能を所有する事業者が行う場合、これは一種でございます。

○松前委員 それで、このINSの場合よりも、ISDN、総合デジタル通信網、この場合に、その中を通す信号や交換方式、これは音声であつたら、アナログでも、全部デジタル化して効率よく伝送させる手段をとつていくわけでありまして、デジタル交換機を含むということになれば、将来の、クロスバーのような概念でなくなることは当然だ、といふのは、一対一になつていくことがなくなつていくことは当然だ、そう



○小山政府委員 第一種を行いますいろいろな機能というものは、一般的な要求に対して応ずることができる機能でございます。したがって、個別な、具体的な特性に応じた形で、それに応じた、例えばプロトコル変換であるかフォーマット変換というようなものは、すべてに應ずるという体制にはないわけでございます。個別に対して、個別な需要に対するそういった機能を付加して初めてできる、こういうことでございます。

○松前委員 今の御説明だと、ちょっと納得しがたいですね。個別に、個別といいますが、今のプロトコル変換というお話が出ましたから、そ

○松前委員　しかしながら、おっしゃった非常に複雑なコンピュータ同士をつなぐそのプロトコル変換は一般的にできるわけではないと思います。おっしゃるとおりであります。しかし、電電公社でやっておられるINS構想の中でのデジタル同報通信の中にはプロトコル変換も入っているわけです。これは非常に複雑じゃないと思います。簡単なものだと思います。そこで、一つ確認したいのは、結局特別二種というものの定義、一種と二種との違いは一体何を言っているのか、回線を借りる、それだけなんですか。そうすると、ハードウェアとか機能とかそういうものはもう関係がない、そう解釈してよろしいですか。

つと言ひ過ぎかも知れませんが、そういう力が加わったために特別二種というのをわざわざ設けたのじゃないでしょうか。その辺、ちょっとお伺いします。

○牧野説明員　今の御指摘の点につきましては、特別第二種をつくった絡みで外国との絡みがあるかというようなことでございます。第二種についての外資の差別をやめたということにつきましては、そのいきさつ等につきましては昨日来大臣初め郵政当局がお答えになっているとおりでございます。私どももいたしましては、一般のこの法律の規制をどうするかという点につきましては、一般的に郵政省とはいろいろな議論をいたしまして、

いう名前が華がつておりますけれども、それが今ここで我が国の通信、そのちょっと薄いところへ入り込んでおけば独占的に支配できる、二つ入ってくれば独占と言われないから二つ入ってくるということにならうかと思ひますけれども、とにかくそれで支配してしまおう、貿易摩擦ということに絡めてやってきた、そういうふうには私は見ているのです。というのは、朝日新聞の三月十三日ですか、これに出ていますけれども、「電気通信事業法案などに対する米政府の見解」という中にこれはきちつと書いてあるのですね。「郵政省案にある外国企業に対する差別的制限は、日米貿易摩擦の増大につながる。」アメリカの政府が言っておるのですよ。それで、さらに「疑問点」として

て「一般第二種と特別第二種の分類が不明確」と向こうも言っている。これは全然不明確なんです。向こう側から見ただけで不明確。それだけども、向こうは押し込みたいから、貿易摩擦とか言うって特別第二種というのを日本につくらせた、こういう感じがする。それで、私は、今度の電電法案がそういう点で、目的は郵政大臣が先ほどおっしゃったような方向で進んでおったけれども、裏ではこんなことがあって電電株式会社法案ができ、事業法案というものができた、そんな感じがしてしょうがない。これでは健全な我が国の電氣通信の発達に寄与しないのではないだろうか、そんな懸念を持っておられるわけでありまして、その辺の懸念はそうではないと言われるわけでありまして、それから、特に私は申し上げませんが、昨日の議論の中にありましたように、マンスフィールド大使とお会いになった、それからアメリカに出した書簡、そういう話があった。要するに貿易摩擦という方向へ進んで来た、全く主権性がない、そういう見なければいけないのでありますが、そういう点から考えて特別第二種というものは余り意味がない、特別第二種というものはいいのではないかと。昨日ですか、議論がありましたように、二種については全部区別をつけないで法律として一体化して限りなく自由の方向へ向ける、そういう方向へ向けるべきではないかと思うのですが、この辺について御見解をお伺いします。

○小山政府委員 先ほど通産省からもお答えがございましたが、まずとりあえず通産省との間の外資の問題でございまして、これは通産省からも答えられましたように、通産省としては、いわゆる外国貿易というものは、外国との関係は常に障壁を設けないということについて努力するのが基本的なスタンスであるという一般論のもとで、これは一項目として確かに主張しておりますけれども、この問題について特にトラブルのあったというようなことは何もないのです。これは本当にそう御理

解いただきたいわけでございます。新聞紙上ではいろいろなことが取りざたされたのは知っておりますけれども、新聞記者の方も後ろにいらっしゃるので言いくいのですが、本当にそういう話はなかったのでございます。それが何であのような形になったのか、私もわかりませんし、通産省当局も首をひねっているということでございます。したがって、そういう意味のことは国内的にはなかったということでございます。

また、外国の圧力云々と申されましたけれども、私も私としては、初めからこの電氣通信のサービスについてはITU条約の前文に、各国の主権を尊重してそれによつてすべての電氣通信が運用されなければならないということがあります。日米通商航海条約の中にも、通信については除外する、各国の自由な中においても各国の主権について発動することについては留保する、こうなっております。このことはアメリカにおいても十分承知しているわけでございます。したがって、折には主張しておりますと同時に、アメリカ側もそれは当然承知しております。だから、我々の一つは国内的な問題等もあり、要望として申し上げておく、こういうことでございました。

それから、第二種事業と特別第二種の問題でございます。これは技術的な機能の相違ということよりも、特別第二種と一般第二種の社会的な機能の差に着目した区分でございます。一般第二種に比べて特別第二種は、不特定多数のお客様と約款というものをもちつて契約していくというところ。それから、全国的な広がりがあることというところになります。通信に内在する公共性が非常に維持されないというところがあります。利用者非常に迷惑をこうむります。したがって、そういう点から、参入に当たりまして一般第二種のように自由に参入できない、しかし一定の条件を備えれば当然に参入できる、登録という行為によつてできるという差を設けたわけでございます。

さらに申し上げますならば、外国の、例えばIB

MとATというものが参入するためにというお話でございますけれども、別にそういう意図はございませんし、私どもの聞いているところによると、国内の事業者でも、もし法律が成立したならば特別第二種に参入したいという希望者が非常に多いわけでございます。技術力も十分自信を持っているというところで、いろいろな問い合わせがあるのも事実でございます。それよりも、ATとかIBMというものはむしろ電氣通信に参入したという時期はごく最近で、アメリカの法の運用が変つてからの話でございます。VANの機能に対するサービスなどというのは電電公社の方がよほど早いわけでございます。ただ小型の、もつと小さい、我々がいうところの一般第二種に該当するような事業者は確かにアメリカの方がずっと進んでおられて、いろいろなサービスを現に行っているわけでございます。したがって、そういうような点を考えますと、むしろ内外無差別に、極めて安くて良質のサービスが受けられるのではないかと判断からこういふ結論になつたわけでございます。

それから、一般第二種と同じにしろということ、先ほど申し上げましたように社会的機能から見まして問題があるということでございます。そういうことになりましたと、先生いろいろ御心配の向きでございますけれども、内外を問わずでございますから、余計に一般第二種、普通の第二種に参入しやすくなるという条件になつてくるわけでございます。参入を阻止するわけではございませんけれども、やはり一定の条件というものは、多くの社会的機能から見ても、その影響力の大きさから見まして差を設けるべきではなからうか、こう思っておりますわけでございます。

○松前委員 特別第二種が不特定多数だということで大変な影響力がある、こういうお話でしたので、ちょっとお聞きしますが、この特別第二種の、例えばVANが一度回線の中に組み込まれると、この回線はずっと占有されてしまふのですか。

○小山政府委員 基本的にはそういうことになりませんが、ただ実際に使われる時間は極めて短時間に機能するということも側面にはあるということをお断りしたいと思います。

○松前委員 ちょっと技術的で細かい話になりますが、占有すれば余りなこと事実はすけれども、しかし電電の考えておられるデジタル交換通信網ですか、それでは非常に効率を上げるために恐らく占有をさせないようなやり方とされると私は思うのです。将来、恐らくそうなる。あるときは一般が使つて、あるときにはそれらが使つて、VANが使う、こういうこともあり得ると思ひます。そうなつてくれば余り問題がなくなるわけですから、一般のVANとちつとも変わらなくなる。ですから、特別第二種というものをわざわざ分けなくていいというのが私の論拠でございます。これを直せと言つたつて今は直すとおっしゃる切れないでしようから、十分御検討をお願い申し上げます。

先ほどデジタル統合通信網、それが一種であるという確信はさせていたと思つたわけですが、その外側にくつくつもの、これは全部自由にやらせる、将来そのデジタル統合通信網を使つてもらう、それに見合つた法律にやっておく必要がある。その辺を考えた法律にしておかないと、また三年でちよつと見直すなんということになりますと、これは何のために法律をつくつたのかわからなくなるわけですから、十年先のところはわからないと、きのうもおっしゃつておつたけれども、これはわかるのです。どうなるかはわかつておるのです。十年ぐらいい先はちゃんとわかつておる。ただ、テレビアだとかニューメディアとかいろいろなものが出てくるからわからなくなつてくるように見えるだけで、きちつと技術的に考えればわかっているわけですから、それに合つた法律をつくつていく必要がある。だから、これはもつとも慎重に検討する必要があると私は思ひます。その辺、御見解をお願いいたします。



○小山政府委員 法律の中身といたしまして、特別第二種それから一般第二種ということで届け出とか登録という条件はございますけれども、これは極めて軽い行政処分でもございます。特に届け出は行政処分ではないわけでございます。一つの手続にすぎないわけですが、それ以外につきましては、第二種をどのように使うかということとは事業者の自由でございます。

また、これは第一種事業者の非常に典型的な形でございます。現電電公社、また新電電におきましても、今後こういった第二種が進展して、回線を所有する電電のいいお客様になることを事業体としても非常に希望しているという現状でございます。今、法律上はその手続以外はすべて自由に第一種から借りて事業ができるという建前になっておりますから、さよう御理解いただきたいと存じます。

○松前委員 これ以上やってもなかなかいい答えが出てきませんので、似たような問題でだけれども次の問題、ISDN、デジタル統合通信網に関して、この一種に参入という問題についてちょっと触れさせてもらいたいと思います。

このデジタル統合通信網、これはどういうことと出てきたかという、これは技術的に最高の効率を求めて検討され、設計されてきておられるわけです。皆さんおわかりにならぬかもしれないけれども、技術屋は常にそういう方向で努力しております。最高のものを求める、それが技術的に難しい場合にはほかの道でやっておりますけれども、技術が進展してくればこれは理想に向けて突っ走る。トラフィックの計算とか交換のあり方、回線の効率的な使用法、経済性、そういうものを全部含めてこのデジタル統合通信網を設計して、それで計画をつくってきておられるわけですから、この辺が非常にむだだから、参入しない、こういう話は全然理屈に合わないわけでありまして、これも、とにかくそういう意味で世の中の電気通信の最適のシステムを、それにふさわしいハードウエア網を構成するということが、今、電電が

これまで蓄積された技術でできてこうとしていくわけですね。世界的にもそういう技術レベルができていくところはできておられるわけでありまして。だから、ここに一種の新規参入という新たな回線を引く、これは大変なむだになるわけですね。しかも、並列に一部参入すればこれは非常に混乱を巻き起こす、二重投資にもなってしまう、だから私は一元的に運営するのが当然だ、そう思うわけでありまして、その辺の御見解をお願いします。

○小山政府委員 今の電電公社、またこれから法律が成立いたしますれば新電電になるわけでございますが、新電電が非常な理想を持ってISDN化、公社としては一つをINSという言葉によって統合網を構築しようとしているこの熱意というのは非常に敬意を表する次第でございます。

ただ、これが一本あればよいということではないのでございまして、要するに電電公社あるいは新電電株式会社が行う事業計画あるいは経営計画という枠の中、この中で利用者はいろいろな電気通信を利用するということになりまして、これが一社であるということになります。これはまた電電株式会社の経営計画の枠の中、これは利用形態ができないということになりますので、それ以外の複数の事業者が存在することによりまして、それぞれA社はどういった通信が得意である、産業通信中心主義であるあるいは専用線中心主義である。それに対して電電公社は一つの事業体の計画によって全国網というものである、そのかわり汎用的にいつでもどんなサービスにでも適応できるけれども、しかしその適応の仕方はその社の方針の中に置くということですから、たまには個別の要望に沿えないこともあるということもあり得るわけでございます。したがって、複数の事業者によってそれぞれの異なった器の中で異なった利用者がお客さんとなっていくことがこれからは大事ではないか、こう思うわけでございます。

○松前委員 今のお話ですと、第一種通信事業は個別の会社のためにやってもよろしいという

ことですか。

○小山政府委員 要はセールのいいですか営業行為に基づくわけですが、個別の会社がお客さんになるという場合もあっていいわけですね。ただ一社だけということとは本法律の適用も除外しておりますし、想定していいわけでございます。

○松前委員 小山局長は株式会社法と電気通信事業法、これが成立したという前提でお話されていくからちょっと食い違ってしまうわけでありまして、第一種というの、第一種というのはきのうから話が出ていまして、公共性の非常に強いものですか、そういう点を考えればただ一つの会社だけが第一種を占有する、それだけにやるというように、一つは一つの会社というか単目的、目的が限られたものに使うのはちょっとまずいというところと議論をしていくものですから食い違ったわけでありまして、いづれから先は小山局長がお話しになったのをちょっととって申し上げます。ば、そのような特別な目的に一種の回線をばつと引くということも含めて、営業目的のいいですか、そういうものを含めて、この電電公社でやっておられる将来計画は全部吸収できるわけですね。それを使ってもらった自由に何でもやってもいい、これはどうですか、引きつらしたものはいいです。すっきりした形に持っていくのが理想じゃないでしょうか。特別二種とか一般二種とか第一種の参入とかいろいろなことをやっておりますけれども、ますます複雑怪奇になってわけがわからぬ。将来はやはりきっちとした単純なすっきりした、それこそスリムな形に持っていく必要がある、そう思いますけれども、どうでしょう。郵政大臣にお願いいたします。

○奥田国務大臣 将来はそういう形に持っていくべきではなからうかと思えます。ただ、いづれにしても先進的な立場で世界で初めてこういった通信の自由化政策を進めようという過程の中で多少はこの程度まで、例えば全国不特定大多数、全国ネット、将来はこの二種の回線利用においてもデ

ジタル化されていけば、本当にサービスの供与は同じ形になって使われていくのじゃないかと思えます。そういう通信政策全般のあるべき将来像というものは大体描いてはおられるわけですが、そこはたどりつく過程の中で、今日の法案作成の苦慮があったことも御理解願いたいと思うわけでございます。

○松前委員 その途中の過程のところの理由として先導的役割、こうおっしゃいましたけれども、先導的役割というのはどうも私はよくわかりません。何をもってどこに影響を与えるのか、我が国の国民のための電気通信なんだから、それがどこかに影響を与えるというのはいくらもそういうことなのか、その辺ちょっとお答えいただきたい。

○小山政府委員 ただいま大臣が先導的役割と申しましたのは、電気通信が及ぼすところの先導的役割と申されたわけでございます。それじゃ電気通信は何が先導的役割かと申しますと、世の中に言われております高度情報社会というものがどういうもので成り立つかということ、いろいろな情報を検索し、利用するということが、コンピュータによって行われるおきましてはコンピュータは単体としての機能は持ちますが、コンピュータは総合的に我々個人レベルにまでこのコンピュータを使うというものは、単体として存在することでは不可能でございます。それを我々の個人レベルにしか生活レベルにまでこういうものを利用できるといふことをするために電気通信という手段によらざるを得ない、したがって、その電気通信は高度情報社会のいかなる形に存在するかという意味において、インフラストラクチャーとして先導的役割を果たします、こういうことでございます。

○松前委員 実は今のお答えで私はますますわからなくなりました。何でも今こうやって株式会社法案というものを、事業法案をこれは出してきただ、それがわからなくなってくるのです、今のお話、先導的役割ということだけでしたら、その

他いろいろなものにしたい、ニューメディアとかそういう話がありました、今の公社法です、電気通信法、そういうものを直せばできるんじゃないですか。それだけで十分なわけであって、その先にこういうものをやるとするのなら、十年先ぐらいのさっきの理想的な形態というものに向かっけきと法律をつくるべきだ、そう思うのです。だから、どうも余りにも急ぎ過ぎてニューメディアだとか、テレビピアだとかいろいろの言葉がいっぱいあふれております。それでINSも入ってきても大混乱、大混乱ということはないですけれども、頭の中が大混乱している。地方へ行きますと、大体テレビピアが来るけれども、一体何だろう、郵政省は案を持ってこなければだめだ、こういう話でしょう。持ってこいと言ったって、何だかわざわざ混乱をさせておいて二種だとか、特別二種だとかいろいろ話がいっぱいふくそうして、一体何が何だかわからない状態でおるといのがかなりの都道府県じゃないでしょうか。その中で郵政省が、おまえのところはだめだから、案がしっかりしていないからやらせないとか、そういうことは余りにも郵政省の指導として不足していると思うのです。そういう意味で今何かえらく急いでいるのは、私はニューメディアフィーバーと言っているのだけれども、ニューメディアとか何かそういうものの熱に浮かされ過ぎて、もつとしっかりと地道に考える必要があるんじゃないか。そういう意味でこの法律案、私は非常に不備なように思うのです。この中身につきましては、また後日改めて細かい点をやらしてもらいたいと思います。

この問題、今まで電電公社の関係の問題をいたしましたけれども、国際通信ですね、これについても同じ問題が出てきている。さらにここに加わること、これは国際間通信という問題が出てくる。国際間通信というのは何かというと、これはもう外国とやるわけですから、例えば個人情報、外国へ漏れるということ、これが大変な心配になってきておるわけです。このままの法律で、こ

のままの状態だけでいけば、漏れることは全然規制はされていない。通信の秘密を守ることぐらいいいかこれは書いてないですから、プライバシーの関係の法律というものは整備されておらぬ状態でこれが出てきている。その辺はどうやって規制をしていくのでしょうか。

○小山政府委員 今、先生の御指摘の点の問題、世の中に言われている国際データ流通問題だろうと思います。これにつきましては国際的にも、今方々で非常に困難な問題としてOECDなどでは特に問題になって、これをどうするかということ各国とも頭痛の種になっているのでござい

す。それじゃ今度の電気通信事業法案でこれがどういうふうに抑制されるのかということもございませうけれども、これは結論から申しますと、関係ございせん。なぜならば、電気通信事業者の取り扱い中の通信の秘密の保護、検閲の禁止等があるから、その中でどのような情報をどこへ送るかというようなことを踏み込んでいくということ、これは電気通信事業者への規律としてはむしろあるべき姿ではないということ、規律それ自体がいかがなものかということになるわけでございます。

それでは、国際間のデータ流通、特にプライバシー保護の問題、それから各国の相当な機密の漏えいというものをどうしていくかということですが、これは一国ではなかなか片づかない問題でございます。特にアメリカの主張は、それに対する流通を一切制限しないで国際間の流通は自由にすべきであるという主張が強い。これはなぜかといいますと、アメリカではデータベースが非常に強力でございますので、自由にすればするほどアメリカの有利になるということで、そういう主張、これに対してはヨーロッパ系は何らかの障壁を設け、国によって流通過程において税金をかけるかという話もある。関税によってこの流通を阻害して、それぞれの国のプライバシーとかいろいろなデータの流通を何とかして防ごうではないかという考えもあります。い

ずではないかという考えもあります。いずれにせよ、国際間において、今OECDでこれについて検討しているところがある現状でござい

ます。それでは国内的にどうかということもございませうけれども、これは私も電気通信の主管庁だけの問題ではないのでございまして、これはデータベースの問題であるとか、いろいろ各省にまたがっておりますので、目下これについて行政管理局で取りまとめをして、これに対する対策を検討しているというのが現状でございます。

○松前委員 行政管理局で目下検討している。行政管理局の人がおりませんから何も申し上げられませんが、郵政省の方から、これは重大な問題だからもつと早くやれというのを言っている。行政管理局の「個人データの処理に伴うプライバシー保護対策」これは五十七年の七月です。今五十九年、もう二年たつていて、何の答えも出てこない。これは大変残念ですね。郵政省の方から、この電気通信というものが国際的になつていく状況になったならば、プライバシーの法律、そういうものについては重要なんだからもつと早くしっかりと検討してくれということを言っていた

べきだ。それをお願いいたします。○小山政府委員 少なくとも電気通信に関するものは郵政省が責任を持っておるのでございますから、まずその面につきまして私どもでもこれに対する対策を検討しなければいけないと思ひます。さらに、総合的な問題について、先生のおっしゃるようにその対策の促進についていろいろな面から進めていくべきであらうと思ひます。御説のとおりにいたしたいと存じます。

○松前委員 これはきのうも質問があったのですが、情報基本法ですか、それを含めて一緒に考えていた方がいいものであります。郵政大臣もこれについて積極的に進めるようぜひ努力をしていただきたいと思います。それで、国際通信の問題で、ちょっとプライバシー

シの方にいきましたけれども、この国際通信というのは、新規参入がここまではまだできるようになっております。また、それについて、アメリカから人工衛星を買ってきて新しい国際回線を結ぼうというふうなこともどこかで考えておるやに聞いておりますけれども、こういう国際通信、例えば人工衛星、これの新規参入、これは全く意味がない、意味がないというのか、やるべきでない、私は逆にそう思うのです。

なぜかといったら、今、国際通信をやっているのはインテルサットですね。インテルサットというのはどういう機構かといったら、世界のたぐさんの国がその中に加盟して、全員の出資で合意して、国際的に平和を目的としてやっているわけです。それが、一企業がそういうふうなものをやるということにならば、これはもう、それこそ平和という問題にもかかわってくる。宇宙開発の目的というのは、宇宙平和条約に書いてあるとおりには使われないということが書いてあるわけであり

ますから、そういう点で、インテルサットみたいなやり方というのは、私から言わせると、これは非常にいいやり方ですね。そこへ新規参入をしていく、これは大変おかしな考え方じゃないだろうか。ただ、それによって利益をむさぼるということにしかとれないわけでありまして、私は、国際通信についての一元的運営というものは、現在の世の中ですら必要であると思ひますが、小山局長はどうお考えになりますか。

○小山政府委員 今回の法律の枠組みとしては、国際通信にも第二国際電報というふうなものができても可能なような形になっております。ただ、国内と違ひまして、国際的な通信というのは非常に難しい条件がございまして、まず、国際的な問題ですが、相手国の法律であるとか条約、それから、先ほども申されておりましたインテルサットの関係とかいろいろございまして、国内のようにはなかなかまいらないと思ひます。

ただ、枠組みとしては、常に競争原理が導入さ

れる可能性があるということにおいて、それぞれの事業体というものがそれに応じた形の努力をするというところは非常に大事なところだと思いがすが、具体的にどうかといいますと、確かにインテルサット体制というのは、今、私どもの日本の政策としても支えている政策でございますし、インテルサットの意向というののも大きく動こうかと思ひます。そういう点で、具体的に言ったときにまた検討をせざるを得ないのですが、しかし、法律全体の枠組みとしては、競争原理の導入というところで、複数事業者が参入できるといふことにしているわけでございます。

○松前委員 そんなような状況であれば、特にこの国際通信についての競争参入というように、何を、読めるような法律にしないかというように、私は思うのでありますけれども、しかしいづれにしろ、国際通信に使うような代物の競争参入、ここまで自由競争を持ち込むことは大変な間違いである。これはもつとほかの次元の問題から、ひもといていかなければならぬ問題だろうと思ひわけであります。そういう意味で、そういう状態がすぐさま起こるとは限りませんが、その事態が起こるといふような状況、もしこの法律が成立して、そういうことになったときには、十分ほかの法律との関係をきちつとしていただきたい。

さらに、もう一つ、特別二種というものが、さつき私は否定しましたけれども、もしできちゃった場合に、これによって外国に情報漏れていくということもあるし、それをそこに参入するといふことになれば、CCITTの勧告等、きちつと国際的なものがあるわけですから、そちらの方で抑えるということにならうと思ひます。それはここに書いてあるから——たしか書いてあったと思ひますが、そちらの方で抑えられるということ、第五条に別段の定めがあるときは、その規定による。これでよろしいですね。——そういうことで、国際通信については、地上よりも一段と厳しい条件が出てくるだろうと思ひます。

時間も大分迫つてまいりました。もう少ししかありませんので、この辺で終わりたいと思ひますが、最後に、郵政大臣にお聞きいたしたいのですが、今、長時間にわたつて議論いたしましたけれども、やはりこういう私の議論をいたしました点について、十分頭の中に入れていただいて、将来の電気通信事業というものが、電気通信、情報通信というものが非常に飛躍して発展できるように、それを簡潔な方向で、どんな技術はいつておるのですから、それに見合った法律というやうな形でしていかなければならぬと思ひわけでありまして、その辺、どうか頭の中に置いて、これから仕事を進めていただきたい、そう思ひわけでありまして、その辺の決意といいますか、考え方、それをちよつとお聞かせいただきたいと思ひます。

○奥田国務大臣 大変御示唆に富んだ、また先生の蓄積されておる技術的なそういう知識も披露された上での御提言、御質疑に対して、大変深く敬意を表します。

確かに、これからの目指す高度情報化社会に向けての大改革法案でもございます。先生らの貴重な御意見を踏まえながら、先ほどのいろいろ御指摘された点に誤りなきを期していきたいと思つております。

○松前委員 終わります。

○志賀委員長 次回は、来る七月四日水曜日午前十時理事会、十時十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時三十九分散会

昭和五十九年七月七日印刷

昭和五十九年七月九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局